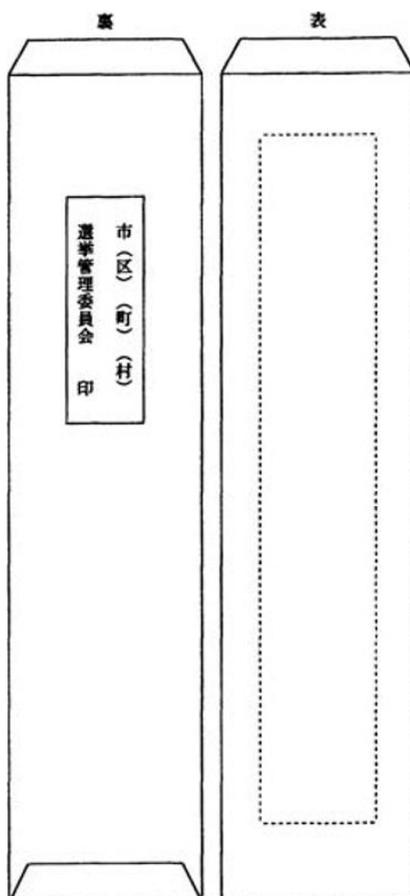


別記第四十五号様式(指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式(第四十四条関係))



備考

- 一 投票用封筒に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印については、別記第四十号様式(指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式)の備考四及び五に準ずる。
- 二 投票用封筒の表面には、投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分をはり付けなければならない。